

川崎都市計画道路の変更（川崎市決定）

都市計画道路中3・4・12号二子千年線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造			
幹線街路	3・4・12	二子千年線	川崎市高津区瀬田	川崎市高津区千年 字根田耕地	川崎市高津区北見方 末長	約 3,750m	地表式	4車線	17m	東急田園都市線と立体交差 JR南武線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路小杉菅線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	高津区末長地内で自動車専用道路一般国道466号線に接続		
						約 1,740m						車線の数の内訳	2車線
						約 2,010m							4車線

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

川崎都市計画道路の変更（3・4・12号二子千年線の変更）

本市の都市計画道路網は、高度経済成長下での人口の増加、交通量の増大、市街地の拡大など、都市の成長を前提に現在の都市計画道路網の骨格が形成されました。

本市では、本格的な少子高齢社会の到来や日常生活の安心や快適さなどの身近な暮らしやすさを求める市民の価値観の変化など、新たなまちづくりの課題への対応が求められています。

同様に都市計画道路網を取り巻く環境についても、その状況が変化する中で、都市計画決定後、長年にわたって事業が実施されていない路線や区間が存在することから、「都市計画道路網のあり方」について専門的見地から必要性を検証し、適切な都市計画道路網への見直しを図るため、平成20年6月に「都市計画道路網の見直し方針」を策定いたしました。

本案は、時間の経過とともに都市計画道路に求められる機能や役割が変化してきたことに伴い、一部区間を廃止し、延長を変更するほか、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第331号）の施行に伴い、車線の数を定める等の変更を行うものです。

新旧対照表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考	
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
新	幹線街路	3・4・12	二子千年線	川崎市高津区瀬田	川崎市高津区千年字根田耕地	川崎市高津区北見方未長	約3,750m	地表式	4車線	17m	東急田園都市線と立体交差 JR南武線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路小杉菅線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	高津区末長地内で自動車専用道路一般国道466号線に接続	
		車線の数の内訳		2車線			約1,740m						
				4車線			約2,010m						
旧	幹線街路	3・4・12	二子千年線	川崎市高津区瀬田二子橋詰	川崎市高津区千年字根田耕地	川崎市高津区北見方未長	約4,450m	地表式	二	17m	私鉄東急田園都市線と立体交差 国鉄南武線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路小杉菅線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	高津区末長地内で東京野川横浜線に接続	